

# お知らせ②

## みんなに安心預金保険制度

預金保険制度により、決済用預金※（当座預金や利息の付かない普通預金など）は、全額保護されます。

※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。どの預金が決済用預金に該当するかについては、各金融機関にご確認下さい。

定期預金や利息付きの普通預金などは、金融機関毎に預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

（それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることがあります（一部カットされることがあります。））

### 預金保険制度の対象となっている金融機関

- 信用金庫
- 信金中央金庫
- 銀行(日本国内に本店のあるもの)
- 信用組合
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫
- 労働金庫連合会
- 株式会社商工組合中央金庫

※株式会社ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関です。

預金保険制度についてのご質問等は預金保険機構もしくは最寄りの財務局まで。

預金保険機構	tel.03(3212)6030	中国財務局	tel.082(221)9221
北海道財務局	tel.011(709)2311	四国財務局	tel.087(831)2131
東北財務局	tel.022(263)1111	九州財務局	tel.096(353)6351
関東財務局	tel.048(600)1146	福岡財務支局	tel.092(411)7281
北陸財務局	tel.076(292)7853	沖縄総合事務局	tel.098(866)0095
東海財務局	tel.052(951)2490	金融庁	tel.03(3506)6000
近畿財務局	tel.06(6949)6521		

### 金融庁・預金保険機構

<http://www.fsa.go.jp> <http://www.dic.go.jp>

## 預金等に関する重要事項のお知らせ

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。当金庫の預金等に関する重要事項は以下のとおりです。当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書、契約締結前交付書面等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 1. 国内円預金（当座預金、別段預金、利息のつかない普通預金、利息のつく普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金）について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

預金等の分類	保護の範囲
当座預金、別段預金、利息のつかない普通預金 (決済用預金(注1)に該当する預金です。)	全額保護
利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、 貯蓄預金、通知預金、納税準備預金等	定額保護 合算して元本1,000万円までとその利息を保護(注2) 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることがあります。(金額が一部カットされることがあります。)

(注1) 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金で、全額保護されます。

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。また、当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1預金者あたり元本1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。

※振込み等の仕掛り中の決済資金は全額保護されます。また、預金小切手(預手)、送金小切手(送手)は原則として全額保護されます。

※定期預金、通知預金、定期積金等を中途解約される場合には当金庫所定の中途解約利率が適用され、お客さまが期待される受取利息等を下回る場合があります。

### 2. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

## 保険募集指針

小浜信用金庫

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ)。)
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。
  - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
  - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額

(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
  - ① 診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
  - ② 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
  - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
  - ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

○当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。

○当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、  
取扱営業店または下記までお問い合わせください。  
小浜信用金庫 リスク管理部  
電話番号：0120-370-744  
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時